

キャンプ・ノウ

バルセロナ（スペイン）。10万5千人収容の巨大スタジアム。人の波に圧倒された。メッシが大活躍。4対1でバルサが勝った。天才とはこんな人だと思った。昨年9月のシルバーウィーク。3泊5日の弾丸旅行。妻にひかれた観戦だったが、思いのほか楽しかった。



(竹内)

確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税・贈与税の申告納税は **平成28年3月15日(火)** まで、消費税及び地方消費税の申告納税は **平成28年3月31日(木)** までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、申告所得税の振替日は平成28年4月20日(水)、消費税及び地方消費税の振替日は平成28年4月25日(月)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

<所得税>

※平成27年分の所得税から適用される主な改正事項

所得税の税率構造	改正前の所得税の税率構造に加えて、課税される所得金額4,000万円超について45%の税率を設けることとされました。
住宅借入金等特別控除などの適用期限延長	住宅借入金等特別控除など、次の措置の適用期限(現行:平成29年12月31日)が、平成31年6月30日まで1年6か月延長されました。 ① 住宅借入金等特別控除 ② 特定増改築等住宅借入金等特別控除 ③ 住宅耐震改修特別控除 ④ 住宅特定改修特別税額控除 ⑤ 認定住宅新築等特別税額控除 ⑥ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例
公的年金等に係る確定申告不要制度一部除外	公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金等(外国において支払われる公的年金など)の支給を受ける者は、この制度を適用できないこととされました。
国外転出時課税制度創設	平成27年7月1日から国外転出をする時に、1億円以上の有価証券等を所有等している場合には、所得税の確定申告等の手続きが必要となります。

※確定申告をする必要のある方

- (1) 給与所得がある方のうち、
・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
・給与を2か所以上から受けている方(一部の方を除く) など
- (2) 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
・公的年金等の収入金額が400万円以上である方
・公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以上である方
※税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きは必要な場合があります。
- (3) 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方

※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4) 認定住宅の新築等をした場合(認定住宅新築等特別税額控除)
- (5) 災難や盗難などで資産に損害を受けた時
- (6) 多額の医療費を支出したとき
- (7) 特定の寄附をしたとき
- (8) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得の金額から控除したとき

さくら税理士法人では、電子申告を推進しております。

(後藤)

健康保険標準報酬月額・標準賞与額の

上限の引き上げについて

平成28年4月から法改正により以下の等級が追加されます。

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第48級	1,270,000 円	1,235,000 円以上 1,295,000 円未満
第49級	1,330,000 円	1,295,000 円以上 1,355,000 円未満
第50級	1,390,000 円	1,355,000 円以上

この改正による等級改定の届出は必要ありませんが、平成27年算定基礎もしくはそれ以降の月額変更による報酬月額が123万5千円以上である場合は、新しい等級にあてはめ保険料が決定されることとなり、保険料の変更が必要となりますのでご注意ください。

また、健康保険における標準賞与額の年間上限額も540万円から573万円に引き上げられることになっています。尚、厚生年金保険・子ども・子育て拠出金の上限額(月間150万円)は変更ありません。

(岩佐)

2月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
29日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
じん肺健康診断実施状況報告(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

医療係

◆◆◆ 平成28年度税制改正大綱

～医療費控除の特例措置(セルフメディケーションの推進)～ ◆◆◆

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人が、自己及び生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入費用を、その合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分について、所得控除できる。ただし、従来の医療費控除と いずれか一方のみ 受けられる(選択適用)。

	選択適用	
	セルフメディケーションのための スイッチOTC薬控除(新設)	医療費控除
対象者	自己及び自己と生計を一にする配偶者その他親族で、次の検診等または予防接種(医師の関与があるもの)を受けていること ①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査 ⑤がん検診	自己、自己と生計を一にする配偶者その他の親族
控除対象	スイッチOTC医薬品の購入対価 ※要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)をいう。	◆医師・歯科医師による診療・治療の対価 ◆治療・療養に必要な医薬品の購入対価など
適用時期	平成29年1月1日から平成33年12月31日までの各年	制限なし
控除額の計算	控除対象医薬品の合計額から、①と②を控除した額 ①保険金等で補填される金額 ②12,000円	医療費の合計額から、①と②を控除した額 ①保険金等で補填される金額 ②10万円(総所得金額×5%のいずれか低い額)
控除限度額	最高で88,000円	最高で200万円

(後藤)

リスマネ委員会

◆◆◆ 企業を取り巻くさまざまなリスクと危機管理体制づくりのポイント ◆◆◆

○経済的リスク

・金利、為替相場、株式相場など

○法的リスク

・知的財産権訴訟、環境保護関連法制度の強化、独占禁止法の強化

○人的損失リスク

・経営者や社員の死傷、重度疾病、ヘッドハンティング、若年社員の離職

○インフラ事故リスク

・電力や通信施設の事故、航空機、自動車事故の発生

○社内的リスク

・工場、事務所の火災や事故、設備機械の故障、取引先企業の倒産
・機密漏洩、社員犯罪、商品製造工程の不備、個人情報漏洩



危機管理は、システムではなく意識の在りかたにこそ、その本質があります。

完璧なマニュアルを作ることが危機管理なのではなく、完璧なマニュアルで危機に対応しようという意識の高まりを行動に移すことこそが危機管理なのです。

危機管理には、最初に始めなくてはいけないというものはなく、必ずやらなければならないものがあるわけでもありません。

まずは、自社にとって重要だと思われることのうち、できることから一つずつ始めていくことが大切といえるでしょう。

自社のリスク管理体制 がどのような状況かチェックしてみてください。

小さなことからでもとにかく取り組みを始め、日常の業務としての危機管理を定着させることが、危機管理体制確立への第一歩です。

「たら、れば」にならないためにも早急な対策を講じることです。

(さくらビジネス)

会計制度

◆◆◆ 原価計算と管理会計について⑩ ～機会原価①～ ◆◆◆

今回は、機会原価について解説いたします。

機会原価とは、2つ以上の投資案があり、そのうちひとつを選択すると他の投資案を選択できなくなるような場合に、選択しなかったことにより得られなくなる最大の利益のことを言います。「原価」と名前が付くのに説明文に「利益」が出てくるため少々ややこしいので、簡単な例で検討してみます。

右記の例にて、A案を選択した場合およびC案を選択した場合の機会原価は、得られなくなる最大の利益(B案の利益)30であり、B案を選択した場合の機会原価はA案の利益である20となります。

ここで、どの案を選択すべきかを検討する場合、各々の利益から機会原価を差し引くことで、どれが有利かを判断することができます。

実際に計算すると、A案は▲10であり、B案は+10、C案は▲15となるため、基本的にはB案を選択したほうが有利という判断ができます。

今回の例では、そもそもB案がもっとも利益を獲得できることが明らかなので、わざわざ機会原価を使用しなくても正しい選択はできそうです。しかし、何が機会原価になるのかが分かりにくかったり、機会原価の金額を正しく計算できなかったりすると、一見正しいように見える判断が実は誤っていた、ということになりかねません。次回でもう少し詳細に検討します。

(孝志洋)

投資案	売上	原価	利益
A	100	80	20
B	80	50	30
C	80	65	15

※A案、B案、C案はどれか一つしか選択できない

建設係

◆◆◆ 一人親方の確定申告 ◆◆◆

間もなく、所得税確定申告の時期が到来します。

確定申告は、大まかに言うと 1年分の売上から材料などの原価や人件費、その他工事に関連した経費を差し引いた利益を基に税金を計算していきます。

利益を計算する場合の留意点は以下の通りです。

○売上については、請負元に渡した請求書を集計します。

※27年中に工事は完成したが、入金はまだといった場合も売掛金として集計します。

※現金入金で請求書の無い売上も忘れないように！

○経費については、請求された材料費や工事に関連した経費を集計します。

※材料の請求書やレシート関連をきちんと保管しておくのが大切です。

※売上と同じように、請求されているが未払分も経費として集計してください。



上記は「入門の入門」的な内容です。実際の申告書の記入などは割と複雑な内容となりますので、ご相談等ございましたら当社へご連絡頂けるようお願いいたします。

(天羽)

資産税係

◆◆◆ 税制改正大綱…資産税関係 ◆◆◆

平成27年12月16日、平成28年度の与党税制改正大綱が決定されました。資産課税に関連する主な項目としては、「空き家にかかる譲渡所得の特別控除の特例」の創設があります。

この制度は、相続開始直前において被相続人(亡くなられた人)の居住用家屋を相続した相続人が、相続から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、その家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームしたものに限る。またその敷地を含む。)または除却後の土地を譲渡した場合には、一定の要件のもとに、その家屋または除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる制度です。

制度の主な適用要件は、

- ◆ 相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋(いわゆるマンション等の区分所有建築物は除く)で、相続発生時に、被相続人(亡くなられた人)以外に居住者がいなかったこと
- ◆ 譲渡をした家屋または土地は、相続時から譲渡時点まで、居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと
- ◆ 譲渡価額が1億円を超えないこと
- ◆ 平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡であること

等です。なお、制度の適用にあたり、確定申告書には適用要件を満たすことについて、市区町村長が確認をした書類等の添付が必要となる予定です。(坂田)

2月の税務

- 27年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
 - 27年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
 - 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
 - 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
 - 27年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告
＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
申告期限…2月29日
 - 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税・地方消費税＞
申告期限…2月29日
 - 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…2月29日
 - 6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
申告期限…2月29日
 - 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…2月29日
 - 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞
申告期限…2月29日
- ※ 税理士記念日…2月23日

第53回優良従業員表彰式①

昨年12月2日、徳島県立中央テクノスクールろうきんホールにて、徳島商工会議所の表彰式が開催されました。永年勤続する優良従業員ということで、当事務所より、20年表彰の部で2名、10年表彰の部で1名が表彰されました。

今月号は、勤続年数20年のベテラン職員の2人を紹介させていただきます。

さくら税理士法人

岡田 恵美子

勤続20年表彰をいただきました。この歳月を仕事に携わってこれたのも偏に、先生方をはじめ職員の皆様、関与先様のご指導の賜物と心から感謝申し上げます。この場をお借りして改めて感謝の意を表したいと思います。

心情としては“歳月流るる如し”と感じておりますが、様々な繋がりをいただいた事を今後も大切にしていきたいと思っています。

さくら税理士法人

東條 ひとみ

昨年、勤続20年を迎える事が出来ました。永年勤続出来たのは、信頼できる仲間や家族の支えがあったからだと思います。

また、入社した時から現在まで指導して頂いた先輩や上司の方々に感謝します。

これからも、自分の仕事に責任と誇りを持って、取り組みたいです。

研修会のご案内

下記の日程で研修会を開催いたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。(要予約)

◆日 時:平成28年2月9日(火)

◆場 所:徳島県教育会館

さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品やサービスを奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181